

令和3年第8回邑南町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和3年11月22日（令和3年11月17日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和3年11月22日（木） 午前10時00分
 閉会 午前10時27分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	奈須 正宜	2 番	鍵本 亜紀	3 番	野田 佳文	4 番	日高八重美
5 番	瀧田 均	6 番	平野 一成	7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博
9 番	漆谷 光夫	10 番	大屋 光宏	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
				財務課長	白須 寿
羽須美支所長	上田 康典	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	土居 達也				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	和田 文雄	8 番	宮田 博

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和3年第8回邑南町議会臨時会議事日程

令和3年11月22日（月）午前10時00分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第98号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

令和3年第8回邑南町議会臨時会 会議録

【令和3年11月22日（月）】

—— 午前10時00分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。ただいまから令和3年第8回邑南町議会臨時会を開会いたします。

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番 和田議員、8番 宮田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 会期の決定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日11月22日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日11月22日の1日限りとすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第98号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長。番外。

●石橋議長(石橋純二) 石橋町長。

~~~~~○~~~~~

(議案第98号 提案理由の説明)

○石橋町長(石橋良治) 議案第98号の提案理由をご説明申し上げます。議案第98号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは人事院勧告に基づき、職員に支給する期末手当及び、勤勉手当の支給率を改正するものでございます。議案の詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので、ご確認ください。

●石橋議長(石橋純二) 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前10時2分 休憩 ——

(ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で議案の詳細説明資料をお読みください。)

—— 午前10時 4分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 議案第98号 議案の質疑 )

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。これより、質疑に入ります。議案第98号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●石橋議長(石橋純二) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) 8番宮田です。先ほどの総務教民常任委員会で、ちょっと聞き漏らしたかと思いますが、この議案の説明書の中段に、再任用職員への一時金のことが書いてありまして、月額支給が2.35ですが、邑南町は2.4か月としておるといふ。これはずっと人事院勧告の通達どおりにきていなかったと思われるんですが、その要因、理由というのは何なんだったのでしょうか。

○三上総務課長(三上直樹) 議長。番外。

●石橋議長(石橋純二) 三上総務課長。

○三上総務課長(三上直樹) 任期付職員の0.5月の違いの部分でございます。

これにつきましては、平成31年に人事院勧告がございまして、一般職につきましては、0.5月の改正が行われております。その時に任期付職員につきましては、もとの支給率が低いので、いわゆる調査数値を反映すると、0.5月の改正に満たないということで、改正が見送られておりました。ただ、邑南町といたしましては、職員の均等待遇ということで、その部分について0.5月、一般職と同等に改正をするということで、改正をしておりました。その後、率の変更ですので、次の年にまた改定があれば、同じになっていったと推察をしてたんですけども、今度は減額になりましたので、その差が埋まらずに現在に至っておるということで、今回合わせて国と同等にさせていただくよう、改正をさせていただこうというものでございます。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 事情はわかりましたが、0.5ではなしに、0.05ですね。

○三上総務課長（三上直樹） 議長。番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） はい。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。ほかに、ございますでしょうか。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 全然、職員の給与等の改正につきましては、町独自で判断してもいいんじゃないかと、言われている議員さんもおられた訳ですが、この制度自体も、1年前からの民間との比較をしてくるので、実際の経済動向に比べれば1年遅れで、今で言うと物価等も上がる中で、給料を通常引き下げるっていうのはどうか。ただ、期末手当という手当なのでっていう思いもいろいろあるんですが、ただそうは言いながら、ルールはルールに基づいてやるのが一番いいのかなと思うと、そうかなと思います。変えるにあたって、予算として人件費としたら期末手当を0.15引き下げることによって、金額としてどの程度のものになるのかが一つ。それと特別職についてはどうするのか。今までは、町長、副町長、教育長の特別職については、上げるときには上げる、下げるときには下げるで、ここ10年ぐらいきたと思うんですが、昨年時から、特別職はそのままでっていうのが2年続いとると思うんです。そこは職員は下げるが、特別職はどうするのかっていうのが一つ。それと、国の人事院勧告に基づき、町も変えていくっていう、これはルールなのでこれについては異議はないんですが、人事院勧告は期末手当だけじゃなくて、その他の職員の待遇改善もあったと思うんですが、そのあたりというのは、例えば職員組合との交渉であるとか、今後条例等でいかされていく部分があるのか。給与面以外の人事院勧告についてどのように、とりあえずは扱われているか3点ほどお願いします。

○三上総務課長（三上直樹） 議長。番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） まず1点目のこの度の勧告に基づいて、引き下げた場合の人件費の減額は幾らかというご質問に対しましては、現時点942万8,000円の減額ではないかというふうに思っております。

○日高副町長（日高輝和） 議長。番外。

●石橋議長（石橋純二） 日高副町長。

**○日高副町長（日高輝和）** 特別職のことにつきまして、私の方から少し説明をさせていただきます。特別職の期末手当でございますけれども、これは平成29年の3月議会のところで、それまで3.0か月だったものが、3.2か月に改正をさせていただきまして、現在に至っているところでございます。その前のところで言いますと、期末手当につきましては、平成23年の改正のところで3.05だったんですが、3.00改正になっておりまして、29年度に3.20になっております。その間ですね、一般職との比較なんですけれども、一般職の方は平成26年から平成29年の4年間でございますが、一般職の方は、プラスの0.45か月という改定をしているという状況です。この4年間のところで特別職については0.2か月ということで、配分率とは少しが異なりますが、一応0.2か月の改定ということになっております。その後の状況ですけれども、一般職では平成30年から今回の令和3年までのところで、合計で、今回のマイナス0.15を含めて、4年間の合計で言いますとプラス改定もあっておりますので、マイナスの0.1か月という改定が、4年間合計で行われているという状況でございます。連動してということにはなっておりませんので、その都度対応しておるところですけれども、この4年間でそこまで大きく変わっていないということも判断しておりまして、基本的に審議会答申を受けるということにしておりますので、審議会の今回は答申を見送らせていただいております。また、状況等も変化しておりますので、国の状況とかまた今後の状況を考えまして、来年度予算に反映する必要があるというふうに判断しましたら、審議会の方に諮問をさせていただいて対応したいと思っておりますが、現在のところ、見送らせていただいている状況でございます。

**○三上総務課長（三上直樹）** 議長。番外。

**●石橋議長（石橋純二）** 三上総務課長。

**○三上総務課長（三上直樹）** 3点目のご質問でございます。人事院勧告その他の部分についての取り扱いでございます。人材の確保育成、あるいは妊娠出産育児と仕事



の両立の支援、それから良好な勤務環境の整備、あるいは定年の引き上げ及び能力実績に基づく人事管理の徹底、こういったものが勧告の中に盛り込まれておるといふふうに思います。それぞれ国の方で基準規定の見直し等がされるのを待ちまして、それぞれについて、国に遅れることなく対応できるように協議等進めてきておりますので、遅れることなく実施できるように努めていこうと考えております。その他の規制等の改定がないものにつきましては、速やかに実施できるよう協議を進めております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 予算規模で言うと、942万円の人件費の減額っていうことになるんだと思います。これは議会運営委員会でも聞きましたが、金額は出てなかったんですが、12月の補正予算の中でという話を聞いております。総額十何億円の中で見ると、942万が大きいか小さいかという中で、この程度であれば、ある意味、景気対策を考えれば、すると、職員の期末手当は変えずに、極力その分は地元で消費をしていただくとか何かすればいいのかな、コロナ禍の中でいろんな対策が出ない中でっていう思いも実はあったんですが、先ほど言ったように、ルールはルールなのでっていうのが、前提かなと思います。ただそうは思いながら、特別職については0.1か月。上が大きく変わってないって言われちゃうと、職員も0.1なら下げなくても、0.15であるけれど、県は0.1っていう数字が出てます。職員も下げなくてもいいのになあって、何となく思ってしまうんですが、特別職も議会もそうです。ちょっと議会も反省しなきゃいけないのかなと思いました。議会もその都度自分たちで決めて出すとは言いながら、話し合いはして、この十数年間1度も変えたことはないですが、報酬審議会で決めるとはなっていないながら、町側なり議会側が諮問しなければできない仕組みなので、本来であれば職員の期末手当を変更するときに、特別職はどうしたらいいんですかっていうもの諮問かなと思うんです。その0.1差があるけれど、このままでいいと思うかどうかは、自分たちなり執行部の判断じゃなく

て、本来は報酬審議会から0.1なので大きな差はなくて金額としても妥当であるという答申をもらって、変更しないっていうのが、執行部側も議会側も本題の報酬審議会のあり方かなと思いましたが、そういう意味で報酬審議会は過去からどのようにして、その開く開かないから始まってきて、それは全部裁量権が執行部なり議会側にあるので、そこはお互いもう一回話をしてきちっとしなければ、0.1は大したことはないからっていうのは、住民説明にならないのかなと思います。そういう意味で、特別職がなぜ変えないかっていうのは、もう一度説明をいただければと思います。先ほどの、待遇改善等につきまして、国が変えられれば速やかに変えていく、そうでなくて自分たちでできるもしていくってことなんですけど、職員組合とか職員団体との交渉の中で、何らかの約束をしたり、これはしていきますっていうものが、給与以外の中でもうすでに決めるっていうんですか、交渉で話し合いで決まったものとかあるのか、あくまでも先ほど総務課長が言われたとおり、国の動き等見てやりますっていうことなのか、確認の意味でそこを教えてください。

○日高副町長（日高輝和） 議長。番外。

●石橋議長（石橋純二） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 今回見送りをさせていただいたという件でございますけれども、それまでのところでですね、特別職につきましては皆さんも御承知だと思いますけれども、財政事情の厳しかった時代に、報酬のカットをずっと引き続けてきておりまして、それが平成27年のところで終わっているという状況です。そういうところで、一般職が変われば常に報酬審議会等をかけて、減額なり増額なりをずっとしてきたわけではございませんので、その状況状況に応じて報酬審議会が開かれるもんだと考えております。ですから、これまでも職員の給料がある程度増えたり減ったりした段階で、報酬審議会にかけさせていただいているという状況でございます。今回は見送りというふうに説明をさせていただきましたけれども、過去のずっと経緯を見てみますと、0.1か月が職員とのバランスを失したのではないと判断をしております。ただそういうこともやはり報酬審議会等で審議をしていただくことが必要だ

と思いますので、今後報酬審議会に対して、どういう対応をすればよいかということ、またこれは議会の皆様とも協議をさせていただきながら、今後の方向性を出していかなきゃいけないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○三上総務課長（三上直樹） 議長。番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 基本的には今回の人事院勧告に基づく内容で言いますと、特に条例に出てこない部分で、例えば、休暇等の取り組みについて均等待遇ということで、改定をさせていただいた事項もございます。あるいは任期付職員さんであったり、会計年度任用職員さんの一時金につきましても、今回改定をさせていただいております。そういう意味では、議会の方に報告してはおりませんけれども、ルールの改正については逐次協議をした結果として、改定すべきものは改定をしております。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 総務課長の答えていただいた、ルールとして改定していきますじゃなくて、これから先こういうふうにしていきますっていうのを、職員組合とかの交渉の中で約束したり、方向性を示すことができるものがありましたかということ。職員組合との交渉というのは、人事院勧告に基づいてそれは給与だけの交渉なのか。待遇改善のそういうものについて、一緒に人事院勧告があったからどうするんだっていうのは、交渉されたのかどうか知りたくて、その国とかの動きに基づいてありますよってことでやると、どうしても男女共同参画とか、そういう意味

で、6月の一般質問で言ったとおり、ちょっと遅れてると思いがあって、みずからの動きの中でできる部分で、何らかの前に進めようという話のものがありませんかということですか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長。番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 今回の勧告に関してということですが、この度の改定に至る合意の段階で、具体的に、例えば定年延長に関する処遇の改善であるとかって、国の方からまだ詳細な資料が出てきておりませんので、国に遅れることなくやってみようというような内容の確認はしておりますけれども、具体詳細をこうしようというのは、現時点で決定をしているものはありません。ただ、過去からの積み残してきた課題につきましては、今回改正をしようということで合意した内容はございます。それは、休暇のついてであるとかのところ。時間外の縮減につきましては、課題になっておまして、これについても合意しております。それから一番、議員おっしゃっていただきました男女共同参画の部分につきましても、かなりご意見をいただいておりますが、今回の段階で、未来こうしようということを実際に決定はしていません。

●石橋議長（石橋純二） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第98号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑を終わります。

~~~~○~~~~

（ 議案第98号 議案の討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、討論、採決に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第98号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 日高議員。

●日高議員（日高八重美） 4番、日本共産党日高八重美です。今回の人事院勧告による給与改定についてなんですけど、もともと人事院勧告から出されるこの提案というか出されたものは、春闘の結果から導き出されたものであろうかと思います。なので民間の給与が下がってる、それを参考に人事院勧告がルールだと先ほども言われましたが、その民間全体の給料が下がっているものを参考にして、邑南町もそれに見習って人事院勧告通どおりにするというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思いました。もともと民間の給料が低いっていうのは、大企業の内部留保が多いというのもバックにはあると思うんですけど、公務員の給料をやっぱり下げないで、このまま頑張ってもらって、来年の春闘の民間の皆さんの給料も引き上げていくという、町内全体が沈んでいくようなそんな感じではなくて、やっぱり上を目指していこうというような思いも必要ではないかなあとあって、私は今までの経過がわからない中でこういう反対討論するのもおこがましいんですけど、給料は下げるべきではないということで、反対とさせていただきます。

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第98号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●石橋議長(石橋純二) 挙手多数。したがって、議案第98号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 閉会宣告 )

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、以上をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和3年第8回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

— 午前10時27分 閉会 —